

第1章 ストレス調査の導入

1.はじめに

ストレスに関する調査 【



個人のストレス対策 職場の環境改善

ストレスに関する調査の目的を明確にし、ニーズに合わせ活用

2014年 労働安全衛生法の改正 2015年度より労働者が常時50名以上の全事業場に義務つけ

2.ストレス調査の大まかな分類と意義

メンタルケア予防のためのストレス調査



個人向けに対策職場向けの対策

個人向け

ストレスに対する職員の気づき メンタルヘルス不調のスクリーニング

職場向け

職場・組織を改善するためのリスク評価と改善の効果判定 職場ストレスの実態把握、

サーベイランス・モニタリング

ハイリスク職場の同定やその要因の調査

職員や職場のストレスを正確に把握することは・・・

職場のメンタルケア対策の第一歩となる

3.実施

ストレス調査の実施前の手続きとして、 ストレス調査の目的を明確にして職場内で 周知することが大切



調査結果を基に、何をするのか? 結果をどのように扱うのか? メンタルケア対策タスクチームや衛生委員会で十分に議論をし、 職員にも説明をした上で開始するようにする

スクリーニングを目的としたストレス調査 精神的健康度や抑うつ症状の程度を測定するGHQやCES-Dといった調査票

新人のメンタルケア予防 入職1ヶ月を目安に・・・

4.事後の措置



コーピング行動を取れる リラクセーションを図る 休憩をとる 上司や産業保健職に相談をする

ストレス調査の導入・・・

結果が人事考課に影響するのか、という抵抗感最初は本人だけに結果を返す 相談先を示すだけ データは集団として扱う